

仕様書

1 業務名

令和6年度九州国立博物館広報業務

2 業務の目的

九州国立博物館の認知向上を図り、幅広い層の入館者増を実現すべく、PR活動や企画を実施するもの。

3 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

4 業務の概要

主な業務内容としては、下記の（1）～（9）とする。

（1）文化交流展示室の展示情報等の発信力強化

- ・館内バナー設置（特集展示ごと）
- ・年間スケジュール作成（令和7年度分）
- ・正月ノベルティ制作
- ・その他新規企画（特集展示をPRする企画や季節感のある企画など）

（2）太宰府天満宮参拝客を中心とする新規来館者獲得のための企画及びPRの実施

（3）地域と連携した企画及びPRの実施

（4）特別展示室の閉室期間（令和6年4月1日～令和6年12月頃）における、福岡市 中心部（天神、博多エリア等）での、広く一般に訴求力のある広報活動の実施

（5）来館の動機付けとなる広報番組の制作及び放映とその活用

- ・協賛金の獲得・活用を検討すること

（6）「展示・イベントチラシ」のデジタル配信

隔月（6月・8月・10月・12月・2月・4月）発行する「展示・イベントチラシ」を「ファンファン福岡」等のオンラインメディアでデジタル配信すること。

なお、「展示・イベントチラシ」の校了データは九州国立博物館から受託者に提供する。

（7）九博公式Instagramアカウントの運用

- ・毎月10投稿
- ・写真撮影、原稿作成、投稿まで

（8）SNS等のwebメディアを活用したPRの実施

（9）プレス向け内覧会及びプレス懇談会の実施等、マスコミとのネットワーク強化

5 完了報告

業務完了後、完了報告書（任意方式によるが、実施コンテンツ毎の報告及び記録写真を添付すること。）を福岡県立アジア文化交流センター広報課に提出するものとする。

6 支払方法

請負代金は、月ごとの精算払いとする。また、消費税等によって端数が生じる場合は、最終支払の際に調整する。

7 仕様の変更

この仕様書で定めた項目の中で、変更の必要が生じた場合は、協議により変更することを妨げない。

8 留意事項

(1) コンテンツ制作について

- ① 博物館が定める MI（ミュージアム・アイデンティティ）を遵守し、九州国立博物館全体での広報デザインやビジュアルとの統一性、整合性を図ること。なお、プレゼンテーション時のビジュアル提案にかかわらず、実際に制作を行う際には、九州国立博物館担当者と協議すること。その結果、修正・変更が生じる可能性がある。
- ② 展示作品を使用する際には、所蔵者及び著作権の関係上、必ず九州国立博物館の担当者と協議すること。
- ③ 新たに撮影した写真や CG、イラスト、コピーなどの一切の版権は、九州国立博物館に帰属するものとし、九州国立博物館が当該コンテンツ以外の用途で使用することを妨げないものとする。（ホームページ（Web サイト）での二次利用も含む。）また、コンテンツについて、使用写真データを含むすべての組版原稿とともに、Adobe PDF（Portable Document Format）形式書類を Web サイトで配布できる圧縮を行い、納品すること。さらに、新たに撮影した写真データのうち、九州国立博物館が指定するものについては、JPEG 形式にて併せて提出すること。
- ④ 制作に必要な九州国立博物館で所有する建物写真及び所蔵品写真データは、貸与が可能である。

(2) 企画した広報活動において九州国立博物館に展示している他機関所蔵の文化財をメディアに掲載、影像撮影する必要がある場合には、九州国立博物館担当者と協議後、受託者が所蔵者への許可申請を行うこと。

(3) 企画した広報活動において、詳細を博物館担当者と協議する必要がある場合は、日程に余裕をもって企画提案すること。

9 その他

- (1) この仕様書に詳細に定めない事項であっても、運営業務の経験上必要と思われる事項については委託内容に含まれるものとする。
- (2) 業務に関する経費の一切を負担すること。
- (3) 履行期間中、九州国立博物館と緊密な打合わせを実施すること。